

県営土地改良事業計画変更概要の縦覧公告

県営は場整備事業（面的集積型）五間堂・中庄地区の土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により縦覧に供する。

なお、この計画変更概要に意見のある者は、同条第9項の規定により、下記により意見書を提出されたい。

令和8年1月22日

石川県知事 馳



1 縦覧事項

土地改良事業計画変更概要書

2 縦覧期間

令和8年1月28日から

令和8年2月27日まで 20日間

3 縦覧場所

能美市役所掲示場及び能美市ホームページ

4 意見書の提出方法

提出期限 令和8年2月27日

提出先 〒923-0801

小松市園町ハ108-1

南加賀農林総合事務所 土地改良部

電話0761-23-1705

<提出上の注意>

- ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見は日本語に限ります。
- ② 意見書は公表する場合があるとともに、提出された意見に対して個別に回答はいたしませんので、予め御了承ください。
- ③ 意見書には、個人にあっては住所、氏名、性別、年齢を、法人にあっては、法人名、所在地を記載してください。これらは、公表させていただくことがあります。
- ④ 電話での意見はお受けできません。問い合わせのみとさせていただきます。